

鳴門教育大学教授会規則

平成16年 4 月 1 日

規則第 5 号

改正 平成19年 3 月 23日規則第 3 号
平成21年 3 月 31日規則第10号
平成22年 3 月 24日規則第 9 号
平成24年 3 月 19日規則第 9 号
平成26年 3 月 24日規則第 9 号
平成27年 2 月 27日規則第 4 号
平成29年 3 月 8 日規則第 8 号
平成31年 3 月 13日規則第10号
令和 7 年 6 月 25日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第9条の規定に基づき、鳴門教育大学教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 本学専任の教授、准教授、講師及び助教

(審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与

2 教授会は、前項に掲げるもののほか、教育研究に関する次の重要事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学部及び大学院の教育課程の編成
- (2) 現に大学院を担当する教員における授業担当の認定
- (3) 学生の除籍及び懲戒

3 教授会は、前2項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者が議長となる。

(議案)

第5条 教授会への議案の提出は、議長が行う。

(定足数)

第6条 教授会は、構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の過半数の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

(議決数)

第7条 教授会の議決は、特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を教授会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会等の設置)

第9条 教授会に、専門的事項を調査検討させるため、必要に応じ委員会等を置くことができる。

(事務)

第10条 教授会の事務は、教務部教務課において処理する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 鳴門教育大学大学院学校教育研究科委員会規則（平成16年規則第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月25日から施行する。